

## 施策2 生活支援の充実

### | 目指す姿 |

- いつまでも住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしを継続するため、互いに助け合う仕組みがある。
- 誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる。
- 地域住民や民間事業者等による緩やかな見守りを拡充し、担当による見守りや専門的な支援へつなげていくことができる。
- 多様な主体による見守り体制を構築し、見守りが必要な全ての方が見守られている。

### | 現状と課題 |

#### ① 地域の中での生活支援体制の充実

高齢者の生活支援推進員（生活支援コーディネーター）が、令和3年度に4つの高齢者総合相談センター区域に、令和5年度には残りの4つの高齢者総合相談センター区域に配置されました。

高齢者総合相談センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携し、つながるサロンの立ち上げ支援、だれでも食堂の運営、お散歩マップの作成、短期集中通所型事業修了生への終了後の活動先の紹介等、様々な活動を行っています。また、介護予防リーダー、フレイルサポーターなど地域で活躍する方と連携し、地域で必要な活動を支えています。

今後は、高齢者の困りごとの解決や独居高齢者の引きこもり等に対応するため、誰でも食堂の開設や地域での通いの場の立ち上げ等、独居高齢者などが暮らしやすくなるための地域で支える生活支援サービスの構築について、需要が高まることが予想されます。

#### ② 地域資源情報データベースシステムのさらなる活用

様々な生活支援に関する団体などの情報を収集し、インターネットで検索できる地域資源情報データベースシステムを、平成30(2018)年度から導入しました。

生活支援コーディネーターや高齢者総合相談センター職員、CSWが、地域での活動団体など、ホームページ等では把握できない情報などを調べて、地域資源として登録しています。

蓄積した情報の件数も800を超え、蓄積した情報を更新する作業が大きくなっています。

※ 資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

#### ③ 担い手の確保と支援

これまでも介護予防リーダー、フレイルサポーター、介護予防サポーター等は、地域の活動の様々な場面で活躍しています。今後、地域での活動を支援する仕組みは需要が高まることから、生活支援コーディネーター等が中心となって、担い手の養成や担い手を地域の助け合いにつなげる仕組みづくりを構築していくことが、より重要となります。

#### ④ デジタルデバイドの解消

スマートフォンなどの情報機器を利用している高齢者のうち、75.7%が知人等との連絡に利用しており、孤立化防止の一助となっています。一方で、情報機器を利用しない割合は14.6%となっていますが、理由としては「使い方がわからないので、面倒だから」という割合が50.9%となっています。（※）そのため、情報機器の使い方を学べる機会を設ける必要があります。

#### ⑤ 見守り体制の充実

本区は独居高齢者の割合が高いため、安全・安心な在宅生活を過ごしていただくには見守り体制を充実させる必要があります。見守り体制は、緩やかな見守り、担当による見守り、専門的な見守りの3つに整理しています。

(1)緩やかな見守り…地域住民や民間事業者が日常の中で、異変を感じたら専門機関に相談するなど、地域で緩やかに行う見守り。

(2)担当による見守り…定期的な安否確認や声掛けが必要な方に対して、担当を決めて行う見守り。

(3)専門的な見守り…専門機関である高齢者総合相談センター等の職員が、専門的な知識や技術を持って行う見守り。

(1)～(3)のように、緩やかな見守りの輪を広げ、必要に応じて高齢者総合相談センター等の専門的な見守りにつなげる体制を、より一層充実させる必要があります。

## 2-1 在宅生活の支援

### |施策の取組方針と取組内容|

#### (1) 支え合いの仕組みづくり

##### ① 地域の中での生活支援体制の充実

令和5年度からすべての高齢者総合相談センター区域に、第2層生活支援コーディネーターが配置されました。今後、地域資源の把握等を引き続き進めるとともに、介護予防団体の立ち上げ支援や、だれでも食堂の開設支援、移動販売車の誘致、地域のお散歩マップなどの作成等、生活支援活動を地域のご協力のもと推進していきます。

また、地域ささえあいの仕組みづくり協議会では、地域における生活支援の課題の中で、多くの地域に共通する課題などを話し合い、その解決に近づける検討を進めています。

また、単身世帯以外の2人以上の一般世帯であっても、社会から孤立した状態に置かれている方を支援につなげる必要があります。

高齢者総合相談センターや見守り相談窓口等の行う専門的な見守りでは、定期的に訪問等を行い、その方の抱えている課題に応じて関係機関と連携して解決する必要があります。

##### ② 地域資源データベースシステムの活用

生活支援コーディネーター、高齢者総合相談センター職員、CSWが、ホームページ等では把握できない地域活動団体などの情報を把握し、地域支援情報データベースシステムに蓄積し、適宜情報を更新して、必要に応じて区民に情報提供していきます。

##### ③ 担い手の確保と支援

介護予防リーダーやフレイルサポーター、介護予防サポーター等、地域活動を進める方々を様々な場面で活躍できるように支援していきます。また、地域で活動をしたいが、どういう活動をしていいかわからない方が相談できる体制を検討していきます。

#### 活動の中で見えた地域の課題

都心部に位置していることからマンションが多数ある地域です。町会やご近所のつながりが薄くなりがちである。特に大型マンションは、セキュリティが高いため、居住者以外マンション内に入りにくくなっている。マンション内で高齢化も心配と管理人から声が上がるが理事会へのアプローチが難しいのが課題でもある。

前年度からの課題として  
高層マンション内での通いの場をつくる  
包括と連携を取りながら、仕組みづくりを行って行く



9

第2層生活支援コーディネーター報告会（令和5年3月）より一部抜粋

#### 今年度の活動成果 「高層マンションでのサロン」

セキュリティの厳しい高層マンションでのサロン活動を2か所で開催

包括とUR都市機構の連携協力から「ヴァンガードタワー集会所」にてつながるサロンを開催。地域になかなか出られなかった住人の参加者も増え、終了後には、URと包括の相談会も行っています。コーディネーターやサポーターさんと協力し地域住民と居住者の参加者で「東池サロン」を盛り上げています。



令和4年5月より

10

#### (2) 日常生活支援サービスの充実

##### ① 日常生活支援サービスの再構築

第8期まで取り組んでいる各事業のニーズを調査・検証し、社会情勢等を踏まえて拡充等を検討します。

##### ② 新たな支援策の調査・研究

地区懇談会や各種勉強会にて高齢者の日常生活上の課題等を整理し、必要な支援やサービスを調査研究します。

### (3) デジタルデバイドの解消

#### ① スマートフォン教室の実施

スマートフォンの基礎的な教室を、区民ひろばをはじめとした身近な施設で実施し、使い方が分からないという課題に対応していきます。

#### ② デジタルデバイドの解消

国や東京都の事業も活用し、地域の自主的な団体がスマートフォン講座等を開催できるよう、支援していきます。

#### ③ オンラインツールを組み合わせた介護予防活動の実施

対面での介護予防活動に加え、活動の様子を配信します。これにより、直接活動に参加できない方も介護予防活動に取り組めるようにするとともに、質の高い活動を多くの区民に広めます。



スマートフォン教室

### | 施策2-1の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
地域資源情報の把握数	755	1,000件
フレイルについての認知度	45.4%	50.0%

活動指標	現状	目標
ささえあいの仕組みづくり協議会	3回/年	3回/年
フレイルチェック実施者数（しっかり+かんたんコース）	1回30名参加/年	1回50名参加/年
紙おむつ等支給事業延支給者数	17,588人/年	18,000人/年
おむつ購入費等助成事業延助成者数	868人/年	900人/年
出張理美容費助成事業延実施数	439件/年	450件/年
補聴器購入費助成事業助成件数	60件/年	300件/年
スマートフォン講座等の実施回数	6回/年	6回/年

## 2-2 見守りと支え合いの地域づくり

### |施策の取組方針と取組内容|

#### (1) 地域との協働－緩やかな見守り－

##### ① 民間事業者等との協働

多種多様な事業者と、見守りと支え合いネットワークに関する協定を締結し、見守りを一層充実させていきます。また、協定締結事業者に対して、認知症サポーターの講習や見守りに関する研修等を行い、高齢者への見守りが適切に行えるよう働きかけます。

##### ② 町会・自治会の見守り

地区懇談会等で見守りに関する情報交換を行い、効果的な見守り活動が継続して取り組めるようにします。また、見守りにデジタル技術が活用できるよう支援していきます。

#### (2) 様々な主体による見守り活動の推進－担当による見守り－

##### ① 民生委員・児童委員による見守り

75歳以上の独居高齢者を対象に、生活状況や健康状態などを3年ごとを目安に調査・把握する「高齢者実態調査」を行います。また、75歳以上の独居高齢者を対象に、毎年夏季に戸別訪問し、「熱中症予防の啓発」を行います。

いくとともに、見守りの方法や異変への気づきなどに関する資料の提供等を実施していきます。

##### ③ 見守り訪問の拡充

単身世帯が主となっていますが、高齢者総合相談センターと連携しながら見守り対象者を拡充していきます。

##### ② 高齢者クラブ、サロン活動団体による見守り

今後も見守り活動を行う団体を維持・増加させて

令和3年度 豊島区 高齢者実態調査

◆調査へのご協力をお願い◆

日頃より豊島区政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

豊島区ではお一人暮らしの高齢者の方に安全・安心に生活を送っていただくための取組を行っています。

今回、75歳以上のお一人暮らし高齢者の方へ生活状況を何とともに、地域の民生委員・児童委員や高齢者総合相談センターがご困りごとのご相談を何うために本調査票を送付いたしました。

ご協力のほど宜しくお願いいたします。

令和3年9月 豊島区

◇調査票のご記入にあたって◇

- ・ 回答は、あてはまる番号に○をつけてください。また、数字などを直接ご記入いただく質問もあります。
- ・ なお、回答したくない質問は、お答えいただくなくても差し支えありません。
- ・ ご記入いただいた調査票は、10月31日(日)までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。
- ・ ご記入いただいた内容は同意をいただいた範囲内で、豊島区、高齢者総合相談センター、民生委員が見守り活動に利用いたします。

【問合せ先】

豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課 高齢者事業グループ  
電話 03-4566-2432  
受付時間:平日8:30~17:15

1

**問1** お電話はお持ちですか。(携帯電話を含む)(1つに○)

1 持っている    2 持っていない

**問2** 健康状態はいかがですか。(1つに○)

1 良い    2 まあ良い    3 普通    4 あまり良くない    5 良くない

**問3** かかりつけ医はいらっしゃいますか。(1つに○)

1 いる →問4へ    2 いない →問5へ

(問3で、「1 いる」とお答えの方におたずねします。)

**問4** 受診頻度とかかりつけ医を教えてください。

受診頻度  
1 定期的に受診 月(    )回程度    2 特に定期的には受診していない

かかりつけ医  
(医療機関名:    )

**問5** 身の回りのことは自分でできますか。(1つに○)

1 自分でできる    2 誰かの手伝いが必要

2

豊島区高齢者実態調査(令和3年度)より一部抜粋



高齢者クラブによる見守り

### （3）見守り支援事業担当による活動－専門的な見守り－

#### ① 見守り支援事業

見守り支援事業の窓口が認知され、相談数が増加しています。継続して窓口を設置し、困りごとを抱えている高齢者を適切な支援につなげていきます。

#### ② アウトリーチ活動

高齢者実態調査や、熱中症予防の啓発で得た情報を

基に、何らかの支援や見守りが必要な方を抽出し、孤独感の解消や各種サービスや見守り活動などにつなげていきます。

#### ③ 地域での見守りネットワーク構築

地域全体で高齢者を見守る体制を作るため、第2層コーディネーター等と連携しながら、サロン活動の立ち上げ等の新たな社会資源を開発します。

### （4）家族等による見守りの支援

#### ① 機器を活用した見守りの支援

家族等による見守りを支援するため、高齢者の位置を家族等が把握することができる高齢者安心位置情報サービス、緊急時に警備会社に簡単に通報

できる救急通報システムの普及に継続して取り組んでいきます。また、積極的な活用を促すため、各高齢者総合相談センターへの説明会や介護保険事業者連絡会等で、事業概要の周知を行います。

## | 施策2-2の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
「地域の中で、高齢者や障害者の権利が守られ、質の高いサービスが提供されている」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合	5.3%	10%
「地域の中で、高齢者等を見守り、支え合うような人と人とのつながりがある」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合	1.1%	5%

活動指標	現状	目標
見守り協定締結団体数	22団体	40団体
見守り訪問対象者数	213世帯	300世帯
見守り支援事業担当への相談件数	21,491件/年	23,000件/年
熱中症予防訪問人数	5,767世帯	6,000世帯
高齢者あんしん位置情報サービスの利用者数	21人	25人
救急通報システム設置数	317基	350基

## | 施策2を構成する主な事業 |

	所管課	概要
生活支援体制整備事業	高齢者福祉課	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、コーディネーターの配置及び地域との協議会を設置する。
見守りと支え合いネットワーク事業	高齢者福祉課	地域の人々や関係機関による見守り活動を行う。
高齢者クラブ運営助成事業	高齢者福祉課	高齢者クラブが実施する見守り活動に係る経費を補助する。
高齢者アウトリーチ事業	高齢者福祉課	一人暮らし高齢者等の実態を把握し、状況に応じた見守り活動や相談支援を行うとともに、孤立を予防するために必要なサービスの利用につなげる。
高齢者あんしん位置情報サービス利用料助成事業	高齢者福祉課	介護者に対し位置情報サービスの利用に要する経費を助成する。
デジタルシニア育成事業	高齢者福祉課	スマートフォン講座やオンラインを活用した講座などを実施する。

## 施策3 高齢者総合相談センターの機能強化

### 目指す姿

- 専門性の高い職員が支援を必要とする高齢者やその家族の生活課題に目を向け、地域住民や事業者等の関係機関と連携し、包括的な支援やチームアプローチができる。
- 地域包括ケアシステム推進の中核機関として、地域住民や関係機関との協働により支え合うまちづくり。
- ICTの活用により、センターの効果的な業務の運営と質が確保されている。

### 現状と課題

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）は、地域住民の身近な相談機関として、住民に寄り添い、関係機関と連携した個別支援を行うほか、地域の実情を捉え、保険者とともにより良い地域を目指した取組を行うことが求められています。地域の課題は多種多様で複雑化しており、近年では高齢者のみならず、多世代にわたる地域課題の解決や地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向けて中心的な役割が期待されています。

#### ① 安心の暮らしを支える相談体制の機能強化

総合相談支援において、支援困難ケースに取り組む会議が、令和4年度には令和元(2019)年度の1.3倍に増加しています。老老介護や認認介護などの介護力に乏しい世帯に対する支援が増加傾向にあり、加えて本区は独居高齢者が多いため、認知症になっても安心の暮らしを支える体制整備が喫緊の課題になっています。

また、医療が必要な高齢者が早期に退院する現状において、医療と介護の連携強化が求められています。

#### ② 業務体制の確保と人材育成

コロナ禍においても令和4年度の相談件数は44,380件で過去最多となりました。業務負担が増加し、業務内容の精査や人員体制の強化が課題となっています。高齢化が進展する中、地域包括ケアシステム推進の要として、関係機関に対して的確かつ円滑な対応をすることがセンター職員に期待され、これらに対応できる業務体制の確保や人材育成が重要になります。

#### ③ 本人らしい望む生活に向けた介護予防ケアマネジメントの推進

センターの業務実態において、総合的な相談支援に続き、要支援認定者等のケアプランを作成支援する「介護予防ケアマネジメント業務」が多くを占め、令和5年3月時点で2,078件実施し、センターが直接担当する割合も増えています。令和3年度からは、望む暮らしを少しでも長く続けることができるよう「少し前の自分を取りもどす」ことが可能な方に対し、早めの時点で総合事業を集中的に利用し、生活の中での本人のつながりや地域資源につないでいく介護予防・自立支援を重視した介護予防ケアマネジメントを推進しています。しかし、地域住民や関係機関に十分な周知や理解が得られていない状況にあります。

#### ④ 高齢者総合相談センターの認知度の向上

センターの認知度は令和4年度時点で60.2%であり、特に多世代に向けた周知が不足しています。

#### ⑤ 関係機関との連携促進による複合化した課題のある世帯への取組

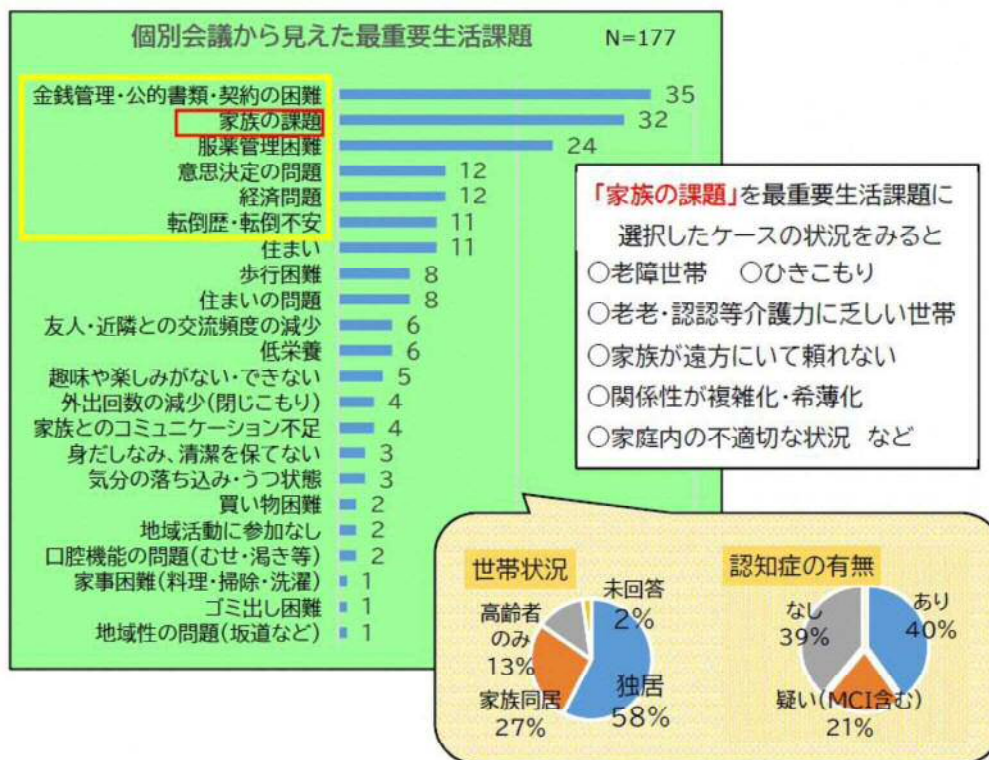
高齢者や介護といった課題だけではなく、子どもや障害、生活困窮、8050問題といった、複合化した課題のある世帯が増えています。今後は高齢者分野に限らず、他の機関と連携しながら、幅広い役割を担うことも期待されています。



高齢者総合相談センターでの相談の様子

【令和4年度 高齢者総合相談センター主催個別会議】

※支援困難ケースの課題検討、ケアマネジャー等の関係者支援を行う地域ケア個別会議



【施策の取組方針と取組内容】

(1) 高齢者総合相談センターの相談支援の充実

① センター職員の資質向上と育成支援

認知症独居高齢者や老老介護、認認介護、ヤングケアラーを含む家族介護者等で、相談につながりにくい状況にある本人・世帯を対象とした多様な相談においても、尊厳を保持したその人らしい生活が継続できるよう、初動・伴走支援、専門機関との連携ができるよう取組を強化します。

また、各センター単独だけでなく、センター間の職種別部会や専門職間の連携による専門性の向上、多職種でのチームワークの強化等、課題解決能力の向上を図ります。

② 相談体制の充実および効果的な業務体制の整備

各圏域ごとの実情に応じ、ランチ設置等も含め、相談体制の機能強化を検討します。

また、ICTを効果的に活用し、介護者の利便性を考えた相談体制の拡充を実施します。

さらに、夜間緊急・休日電話相談窓口の効果的な周知やコールセンターと連携した支援体制の強化により、緊急時の安心へのサポートや介護者等の状況に合わせた相談が確保される体制を整備します。

そして、「地域包括支援センターシステム」等の効果的な活用による持続可能な業務体制の構築、人材の確保に取り組みます。

③ 地域包括支援ネットワークの拡充、新たな関係機関との連携促進

民生児童委員やケアマネジャー、生活支援コーディネーター等の地域の関係者・関係機関との連携を強化します。また、重層的な支援が必要な障害者福祉や児童福祉などの属性や世代を問わない包括的な相談において、他分野との連携促進を図ります。



## ④ 高齢者総合相談センターの周知拡大

地域行事への参加やツールの作成等により、多世代、そしてより多くの地域へ認知度向上を図って

いきます。

## (2) 地域ケア会議による地域包括ケアシステムの深化・推進

## ① 豊島区地域ケア会議の体系デザイン見直し

本区の実情や特徴に応じた持続可能で効果的な取組となっているか、地域ケア会議の5つの機能に照らし、本会議の体系デザインを調整します。具体的には、災害体制や重層的支援体制等の庁内連携が必要な地域課題の進捗状況に合わせ、地域包括ケアシステム構築状況を再確認し、見直します。

システムの進捗、地域関係者からのヒアリング等により明らかになった生活課題やデータを効果的に分析・評価するプロセスを標準化します。

## ② 地域課題抽出のプロセスの標準化

地域の実情を反映した地域課題の抽出が継続的に行えるよう、地域ケア個別会議、地域包括ケアシ

## ③ 多様な主体と協働しての地域ケア推進会議

地域課題を共有し、その課題解決に向けて多様な主体（地域住民や事業者等）が参加し、我が事として支え合うまちづくりに向けた地域ケア推進会議（地区懇談会・検討会・全体会議）を開催します。地域づくり・資源開発・政策への提案等に、地域住民や多職種と協働し取り組みます。

## (3) 介護予防ケアマネジメントの推進、自立支援・重度化防止に資するケアマネジャーの育成支援

## ① 基本方針に基づく介護予防ケアマネジメントの推進

センターおよび地域のケアマネジャーに対し「豊島区自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針（豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル）」を研修等で周知し、基本的な考え方や手順などの認識を共有し、ともに介護予防ケアマネジメントを推進します。

尊重したケアマネジメントの質の向上を推進します。

## ② 多職種との連携によるケアマネジメントの質の向上

リハビリ専門職や生活支援コーディネーター等の視点や多様な主体、社会資源の活用により、要介護者も含む利用者の意思や、個別性、生きがいを

## ③ ケアマネジャーの連携促進による実践力向上

ケアマネジャーの連携関係を促進し、人材の定着を図ります。また、地域のケアマネジャーと協働して学習会や事例検討を企画・運営することで、ケアマネジャーの実践力の向上を図り、主任ケアマネジャー資格の取得・更新を促進します。

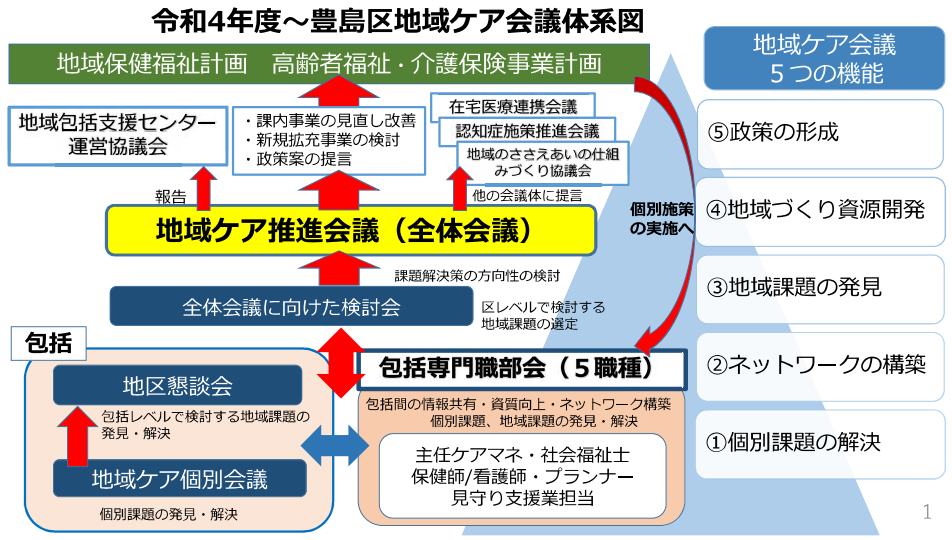
## ④ 地域ニーズに対応したケアマネジメントの支援

本区の現状や課題に応じた研修を、関係機関と連携して実施し、地域ニーズに対応します。



地域ケア会議の様子





**| 施策3の進捗状況を測る参考指標 |**

高齢者総合相談センターの認知度	現状	目標
高齢者総合相談センターの認知度	60.2%	63%
要支援認定者等の主観的健康観	51.5%	53%
居宅介護支援事業所管理者主任ケアマネジャー取得状況	79%	100%
センターとの連携状況(ケアマネジャー調査)	62.8%	65%
センターのランチ設置	—	1カ所
地域ケア会議体系デザイン見直し	—	改訂版完成

活動指標	現状	目標
センター相談件数	44,380件	50,000件
センター相談内容延べ件数	66,732件	75,000件
センター主催元気はつらつ報告会	15件	20件
センター主催の個別会議	175件	170件
区・センター主催地域ケア推進会議	34回	33回
職種別部会	27回	25回
ケアマネジメントB・Cの年間実績値	B: 456件、C: 39件	B: 500件、C: 50件

**| 施策3を構成する主な事業 |**

	所管課	概要
高齢者総合相談センター運営事業	高齢者福祉課	高齢者の総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する。
介護予防ケアマネジメント強化事業	高齢者福祉課	地域ケア会議の運営及び広報による区民への周知を実施する。
初回アセスメント強化事業	高齢者福祉課	要支援者などに対する初回アセスメント時と評価時にリハビリテーション専門職が心身機能の評価やサービス利用について専門職の視点で助言を行う。
介護支援専門員・事業者等支援事業	高齢者福祉課	ケアマネジャーの学習支援などにより、地域における自立支援を意識したサービス提供やネットワーク強化を図る。

## 施策4 自分らしく安心して暮らせる地域づくり

### 目指す姿

- 認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って、住み慣れた地域でその人らしく過ごすことができるよう、その意向を十分に尊重しつつ、必要かつ適切な医療・介護等が継続的に提供される。
- 認知症の正しい知識と理解を普及させることで、認知症の人を含めた個々の人格と個性を尊重し、お互いに支え合う共生社会となる。

### 現状と課題

#### ① 認知症に対する社会的認識と共生の促進

認知症の有病率は令和7(2025)年には20.6%、令和22(2040)年には25.4%と見込まれています。また、65歳以上の4人に1人が認知症予備軍であるとも言われています。

認知症の人の約3分の2は在宅で生活しており、後期高齢者の独居率が38.1%と日本一高い本区にとって、認知症の人を地域で支える仕組みがより重要です。

国は令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症は「誰もがなりうるもの」とした上で、「発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す」とし、「共生」と「予防(※)」を車の両輪として、施策の推進を掲げています。さらに令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念が示されました。

本区においても、認知症の人が増加すると見込まれる中、「認知症フレンドリー社会」を実現するため、認知症に関する正しい知識を広めていく取り組みが必要です。認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するため、引き続き取組を実施していく必要があります。同時に、認知症の人や家族、地域住民が共に学び合う場の提供や、様々な分野の関係機関と連携して共生と希望を伝える啓発活動を、推進していく必要があります。

#### ② 認知症の予防と早期支援体制の構築

認知症の発症遅延と進行の緩和を目的とした認知症予防が必要とされています。これには「運動」「栄養」「社会参加」の生活習慣の改善と「聞こえの問題」および「生活習慣病予防」への啓発が含まれます。認知症初期症状を持つ高齢者の方や家族への相談支援として、もの忘れ相談や早期支援プログラムの提供を拡充し、認知症検診を通じての早期発見を推進します。また、医療・介護サービスを利用しつつ、在宅生活を継続するための伴走型支援の充実が必要です。

#### ③ 認知症に対するバリアフリーな環境と意思決定支援の強化

認知症の人が住み慣れた地域での自立した生活を営むため、認知症施策推進会議を継続的に実施し、地域支援体制を構築していく必要があります。認知症の進行度に合わせた医療・介護の提供や、若年性認知症の人への支援、そして意思決定支援の強化が重要です。病態や進行度により、自分の意思を明確に伝えるのが難しい認知症の人が発信できるよう、意思決定のサポートを強化し、認知症の人が社会の一員としての権利を享受でき、活動する機会を確保する事が求められています。この取り組みの中核として、認知症地域支援推進員の増員やチームオレンジ活動の強化を進め、認知症の人とその家族が安心して地域社会において生活を続けられるサポート体制を確立していく必要があります。

※認知症施策推進大綱における「予防」は、認知症にならないという意味ではなく、発症を遅らせる、または進行を緩やかにするとの意味

#### ④ 高齢者の権利擁護

近年、成年後見制度の区長申立件数、報酬助成件数ともに増加傾向にあります。

区民が適切に成年後見制度を利用できるよう、親族による申し立てが見込めない場合に区長申立による審判請求を行うとともに、資産などが少なく後見人報酬付与が困難な場合には報酬助成を行いました。また、適切な制度利用と本人支援を実現するため豊島区権利擁護支援方針検討会議を設置

しました。これらを通じて成年後見制度の利用上の課題を共有し、検討していく必要があります。

高齢者虐待は増加傾向にあり、その背景は多様であるため、専門家による助言が欠かせません。認知症・虐待専門対応事業として、精神科医師、弁護士、臨床心理士等の相談を実施しています。一方で虐待者との関係性や態様が複雑化しています。

## 4-1 認知症になっても安心して暮らせる体制整備

### | 施策の取組方針と取組内容 |

#### (1) 普及啓発・本人発信支援

##### ① 認知症の普及啓発

認知症サポーター養成講座開催を促進し、認知症の理解促進のため、各世代に向け認知症サポーター、ジュニアサポーターを養成し共生社会を目指します。また、地域で暮らす認知症の人や家族の支援や応援をするチームオレンジの活動に繋がっていきます。

さらに、認知症ケアパスを、情報版として認知症パンフレットへ再編します。

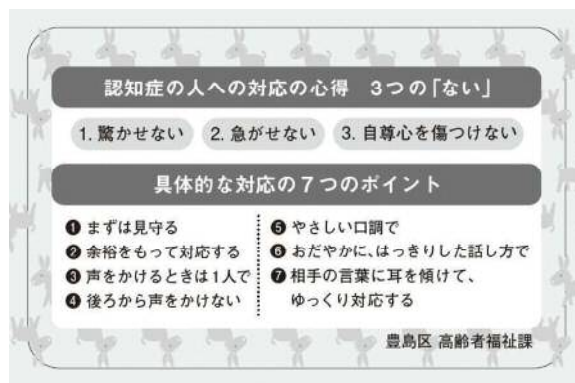
##### ② 本人発信支援

本人ミーティングでは、地域で暮らす認知症の本人が自らの言葉で語ることで、安定した生活の継続を図るとともに、認知症になっても希望を持って暮らしていける新たなイメージを発信します。

あわせて、認知症の人と家族への一体的支援プログラムの充実を図り、本人と家族の関係性の安定を目指します。



認知症サポーター受講者カード（表・裏）





イケ・サンパークにおける認知症サポーター養成講座

## (2) 認知症への「備え」(発症の遅延、進行予防)

### ① ヒアリングフレイル対策の充実

高齢者の社会参加の低下や認知症の要因となる、聞こえの問題について、啓発・相談に応じることで安全・安心な生活につなげます。聞こえに不安を持ち、補聴器の使用方法や購入について相談がある方に対し、補聴器についての相談会を実施します。

### ② 認知症予防としての介護予防・フレイル対策の推進

認知症予防は、認知症の発症や進行を遅らせる事を目指しています。認知症予防にて重要とされる

「運動」「食事」「社会参加」は介護予防・フレイル予防においても大切です。「認知症予防は介護予防」をテーマに、認知症予防について普及啓発・情報発信を行います。

また、令和7年度には西部エリアにおいて、認知症バリアフリーをコンセプトにした介護予防・フレイル対策の拠点整備を予定しています。認知症の人やその家族を中心とした取組を区内全域に展開していく方針です。



ヒアリングフレイルチェック

### (3) 医療・ケア・介護サービスの充実

#### ① もの忘れチェック（認知症検診）の推進

令和2(2020)年度から、認知症に関する正しい知識の普及と、早期診断・早期対応を重点として取り組んでいます。受診状況を踏まえて検診対象者を検討し、普及啓発・早期支援を図ります。

#### ② 早期診断・早期対応

認知症初期集中支援チームは、認知症の初期段階の人や、医療や介護サービスへのつながりが難しい人を、主にサポートしています。このチームは医療・介護の専門職によって構成され、本人の生活の質(QOL)向上のため集中的な介入を行います。

さらに、もの忘れ相談は、豊島区医師会の認知症かかりつけ医の協力をいただき、高齢者総合相談

センターで行っています。受診に戸惑いのある、もの忘れに不安を感じている方やその家族が、身近な場所で気軽に相談できる環境を確保し、不安の早期解消に努めます。

#### ③ 認知症ケアパスの改訂

認知症は誰でもなる可能性があり、認知症を理解し備える事が喫緊の課題です。

認知症になっても安心して地域で生活するイメージを具体的に伝え、備えの準備の情報版として、手軽に手に取れるケアパスを作成します。

配布先も相談場所だけでなく生活の場で気軽に手にできるような場所への配布を目指します。

### (4) 認知症への多様な支援

#### ① 若年性認知症支援

認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員が連携し伴走支援するとともに、高齢者総合相談センターとの連携を一層強化します。さらに、若年性認知症についての知識や理解を深めるため、講演会を開催して普及啓発を進めます。

#### ② チームオレンジの整備

認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な

活動につなげる、チームオレンジの構築を目指します。

#### ③ 介護者支援

認知症の人の希望の尊重と共に、認知症の人の家族への支援も合わせて大切です。

家族も気軽に参加できる活動の場や相談の場、情報交換ができる場として、認知症カフェや認知症介護者の会を周知していきます。

### |施策4-1の進捗状況を測る参考指標|

成果を測る参考指標	現状	目標
認知症に関する相談窓口の認知度	28%	30%
主介護者が「認知症への対応」に不安を感じる割合	29.5%	26.5%

活動指標	現状	目標
認知症サポーター養成者数（累計）	16,794人	17,800人
認知症初期集中支援チームにおける支援相談人数	32件	35件
認知症検診受診者数	58件	100件
認知症カフェ参加人数	934人	1,000人

## 4-2 高齢者の権利擁護

### | 施策の取組方針と取組内容 |

#### (1) 高齢者虐待防止の一層の推進

##### ① 高齢者虐待対応の推進

高齢者虐待は近年増加の傾向にあり、困難事例に対する積極的な介入と課題解決が求められています。そのため、支援者が専門家に助言を得られる認知症・虐待専門対応事業による専門相談や伴走型支援を実施し、適切な対応を行います。

また、養護・被養護の関係にない高齢者虐待への虐待に対しても、「高齢者虐待防止法に準ずる対応」を行っていきます。

#### (2) 成年後見制度の利用促進

##### ① 成年後見制度の利用促進

適切な制度利用と本人支援を実現するため、豊島区権利擁護支援方針検討会議にて、後見人等の候補者調整や本人への支援方針に対して、専門的・客観的視点に基づいた助言等を行い、成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう、区長申立による審判請求、資産が少なく後見人報酬付与が困難な方に対する報酬助成を行います。

そして、認知症の人が経済的な被害にあわないよう、消費生活支援センターや警察、金融機関等の関係機関と連携し、消費者被害の予防を行います。

##### ② 意思決定支援の推進

認知症であっても、その能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活が送れるよう支援するため、「認知症の人の意思決定支援ガイドライン」の普及を進めます。

他部署と連携し、専門職種がガイドラインを踏まえた意思決定支援を実現できるよう、研修を開催します。

## | 施策4-2の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
高齢者の虐待に関する受理件数	95件	60件
区長申立による後見人選任件数	45件	55件

活動指標	現状	目標
認知症・虐待対応専門事案件数	35回	70回
区長申立件数	51件	55件

## | 施策4を構成する主な事業 |

	所管課	概要
認知症サポーター養成事業	高齢者福祉課	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。
認知症ケア向上推進事業	高齢者福祉課	認知症の人やご家族、地域の方や専門職が参加する認知症カフェの登録及び運営補助を実施。
認知症初期集中支援推進事業	高齢者福祉課	専門職が認知症の人及び家族支援等の初期支援を包括的、集中的に行う。
認知症検診推進事業	高齢者福祉課	認知症に対する普及啓発及び認知症の早期発見・早期対応を目的として認知症検診を実施する。
認知症地域支援推進員活動事業	高齢者福祉課	区の施策を検討する会議や関係者の連携を図る連絡会や講座の実施、認知症地域支援推進員の配置を行う。
認知症早期診断・早期対応事業	高齢者福祉課	認知症かかりつけ医がもの忘れを心配している高齢者等の相談に応じる事業を行う。また、受診を拒否する区民に対しアウトリーチチームが訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげる支援を行う。
成年後見制度関係事業	高齢者福祉課	親族による申立てが見込めない場合、審判請求手続きを行う。また、後見人等報酬助成を行う。
高齢者虐待防止事業	高齢者福祉課	虐待の防止、早期発見・対応を行うとともに、困難なケースに対しては専門職の助言を得て支援を行い虐待の解消を図る。
訪問支援事業	高齢者福祉課	保健師等の専門職が訪問し、療養上の指導、緊急的な福祉対応が必要な区民に対しアセスメント及び必要な相談・支援を実施し、生活の安定を図る。